

5.1.2 動線計画と土地利用の概念

華中経済圏を考慮した上海市全体での工業区と物の動線、および住区と人の動線、さらにその中間に位置する商業区を含めた都市計画全体をも考慮する必要がある。上海市内の工業区と工業は基本的に外環状線の外周部である郊外への立地を押し進め、外環状線から内側は人の活動する商業、住区および都市型工業の立地場所として利用するのが基本的な上海市の都市再開発である。この為、外環状線の内側に面し、市街地へ続く楊高路に囲まれた外高橋保税区の動線計画は、外環状線を物の動線とし、楊高路を人および情報が行きかう動線とする基本的な利用を守る必要がある。

外高橋保税區が影響を及ぼす上海市周辺の基本的な産業交通計画として、物と人の流れは図5.1.1に示すように考える。

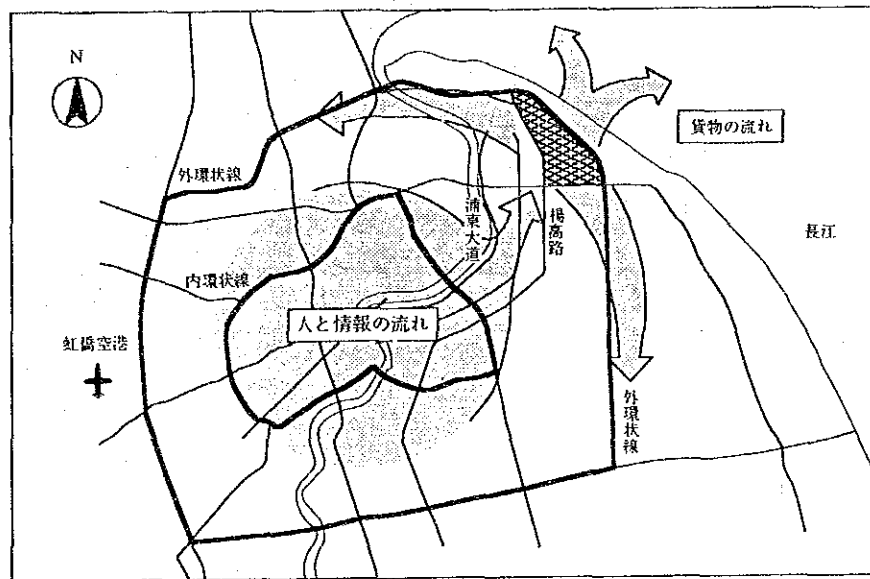


図 5.1.1 外高橋保税區の産業交通の考え方

港湾地区より荷揚げされた貨物は保税區第I期の交流公益区である倉庫またはストック・ヤードに一時保管され、保税区内輸出加工区へと運搬される。運搬に当たり税関業務の簡略化と楊高路での混雑を引き起こさないようにするため、保税區の各分區を高架道路または半地下道路で連結する必要がある。

特に港湾地区から輸出加工区に至る地区は、新港湾へ通じる鉄道や発電所からの高圧送電線が計画されているため立体交差が複雑となり、交通計画は保税区内の主幹線に直接流せるような高架道路を慎重に検討する必要がある。ただし、開発の初期段階では貨物の流れとして保税區の各分區を連絡する楊高路の使用をも考慮しなければならない。

各分區的東側に物流センターを配し集配場所を確保し、各企業への貨物の集配はここから計画する。従って、大型トラック等は保税區中央の主幹線から東側を通行させ、物流センターにおいて小型トラックに積み替え各企業に配送する。また、保税區からの中国各地への物の流れは外環状線から上海市郊外に流すものとする。

人の流れは、上海市街地、保税區西側の住区および南側に計画されている住区から楊高路あるいは主要幹線上の公共交通機関により運び、徒歩で保税区内に入るものとする。自転車での通勤に関しては基本的には極力排除する。ただし、短期的には公共交通機関だけでは10万人以上の通勤者を運ぶことは困難であり、自転車による通勤対策が必要である。

保税区内の人の移動に関しては内部循環バスを考慮する。これは人の動線と物の動線を交差させると事故を起こす可能性があること、および貨物車の走行速度が低くなり保税区内部での渋滞を引き起こす可能性があるため導入が必要である。また、公共サービス施設を個別に設置できるものと保税區全体に1カ所しか設けられないもの等があるため、保税区内の北側と南側を結ぶ交通機関としても考慮する。これらの基本を踏まえ、保税区内の動線は図 5.1.2のように計画する。

保税區全体の動線計画の基本には、物の動線と人の動線を分離させることがある。従って、楊高路に面した保税區的西側を人の活動する地区とし、外環状線に面した保税區的東側を貨物が流れる地域とする。両地区を移動する人のためには保税区内に内部循環バスを導入し輸送を行うことが重要である。公共施設は主に人が活動し、なおかつ外部の人の利用も考慮しなければならない。

公共施設は楊高路に面した位置に設け賑わいのある施設の導入を行う必要がある。公共施設の外周部には中小企業用地を配し、この中に見栄えのある標準工場を導入する。一方、楊高路からの保税區の見栄えを確保するためには、保税區の管理・運営方針に沿った要求に答えられる大企業を導入する必要がある。特に上海市街からの人のアクセスが多いと考えられるため大企業は保税區南部の楊高路沿いに位置し、見栄えを確保する必要がある。

供給処理施設については、東側の長江に面した位置に発電所や汚水処理場が計画されているため、東側に設けることが妥当である。

産業交通計画や土地利用の基本方針を考慮した結果、保税区内部の土地利用の概念は、図 5.1.3に示すとおり決定する。

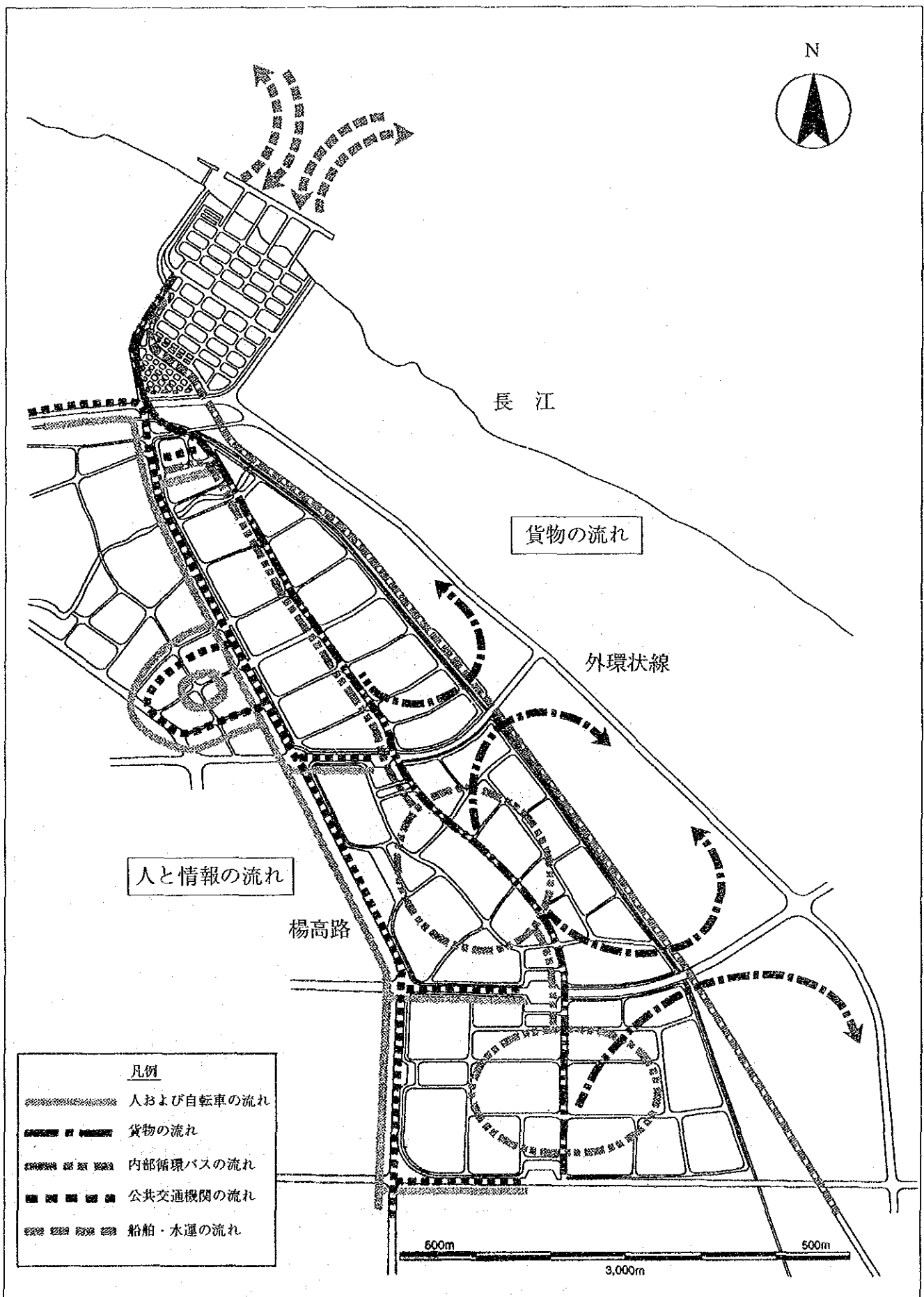


図 5.1.2 保税区内部の動線計画

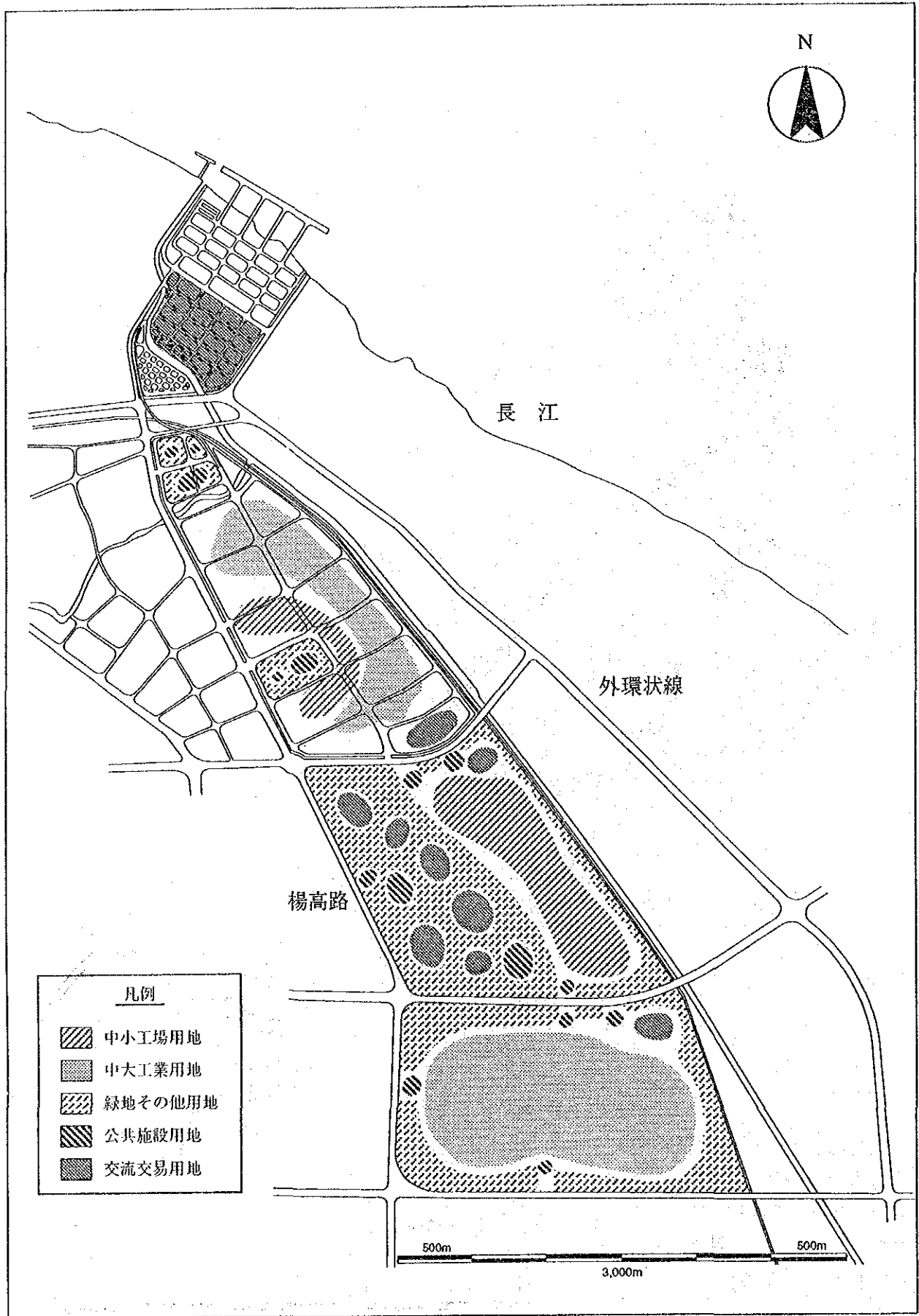


図 5.1.3 外高橋保税区の土地利用概念図

5.1.3 土地利用計画

(1) 日本の土地利用割合

土地利用計画の策定は、先進企業の誘致のため日本の工業団地の土地利用割合の例を参考にしながら行う。開発面積 200haから 500haの中核工業団地を例にとると、土地利用は表5.1.1 に示す割合である。工業用地は団地の販売費用を下げるため、できる限り多く利用するのが通例であり、50%を確保しておけば販売面からの問題はないと判断できる。規模の比較的大きい中核工業団地は不整形な土地を外周部に集め緩衝緑地とする場合が多く、公園緑地を多くとる状況が窺える。一般的に言えば公園緑地は、25%程度をとるのが普通であり、新しいコンセプトを持った工業団地は比較的に環境面を考慮し、公園緑地を積極的に取り入れている。道路その他街路樹等は10%程度必要である。《付属資料6、7および8参照》

表 5.1.1 日本の中核工業団地の土地利用割合

団 地 名	土 地 利 用 と 面 積				
	団地面積 (ha)/(%)	工業敷地 (ha)/(%)	公共施設 (ha)/(%)	公園緑地 (ha)/(%)	道路その他 (ha)/(%)
米沢八幡原中核工業団地	384	165	20	153	46
	100	43	5	40	12
諫早中核工業団地	235	119	4	96	16
	100	51	2	41	7
いわき好間中核工業団地	281	115	1	144	21
	100	41	0	51	7
新庄中核工業団地	210	115	1	84	10
	100	55	0	40	5
相馬中核工業団地	461	298	12	77	74
	100	65	3	17	16
仙台北部中核工業団地	301	191	3	76	31
	100	63	1	25	10
平 均 (%)	100	53	2	36	10

出所：モデル工業団地事例集（1991年）

(2) 外高橋保税区の土地利用割合

開発方針と日本の中核工業団地の例および第4章で検討した導入工業を考慮し、外高橋保税區が改革・開放経済の一翼を担えるような団地として計画を行う。なお、土地利用の計画に当たり、上海市内の工業団地は以下のような敷地面積に対する緑地割合の基準がある。

- 業務サービス地区 20%
- 輸出加工区 15%
- 交流交易区（倉庫地区） 10%

土地利用面積策定に当たり以下の項目を考慮し、外高橋保税区の土地利用を表5.1.2に示す面積割合で計画する。

表 5.1.2 土地利用の割合

開発区域	団地 全体	輸出 加工区	業務 地区	交流交易区		公共 施設	公園 緑地	道路 その他
				I	II			
第 I 期 (ha)	279.90	153.95	14.00	22.39	0.00	5.60	55.98	27.99
計画割合 (%)	100	55	5	8	0	2	20	10
第 II 期 (ha)	553.63	276.82	0.00	55.36	44.29	11.07	110.73	55.36
計画割合 (%)	100	50	0	10	8	2	20	10

- 工業用地は50%を確保し、通常の工業団地と同様の割合を設定し、土地価格を適正に保ち、また、輸出加工型の工業を多く導入できるように計画する。
- 保税による流通加工やトランジット貿易を行えるように10%程度とし、交流交易区Iとして用意する。この内の一部は、物流センターの機能を導入する。
- 外高橋保税区の開発コンセプトの一つとして特殊施設を導入するため、交流交易区IIとして8%程度の用地を確保する。この用地は保税を生かした展示施設やファッション・ショーおよび国際会議等の企画ができるような施設の導入を図る。
- 公共施設用地は、全体の2%を確保する。面積的には保税区特有の税関等の施設が入るため、通常の工業団地とは異なり面積に不足が生じると思われる。この為、交流交易区IIと兼ね合わせ公共サービスを行えるように、公共施設配置計画において考慮する。
- 道路その他用地として通常の工業団地と同様に10%を確保する。公園緑地は20%とし5%程度の不足を生じるが、公共施設用地や流通交易区と隣接させることにより、緑地の見栄えを確保し、保税区全体として、交流交易区IIを中心とした緑のスカイラインを整えるよう緑地計画において配慮する。

5.2 工場ロットの配置計画

(1) ロットサイズ

輸出加工区内に誘致導入する企業は、第4章で述べた業種・規模の企業を想定する。これらの企業の敷地規模と規模別企業数は図5.2.1に示すとおりである。

外高橋保税區導入企業
規模別企業数

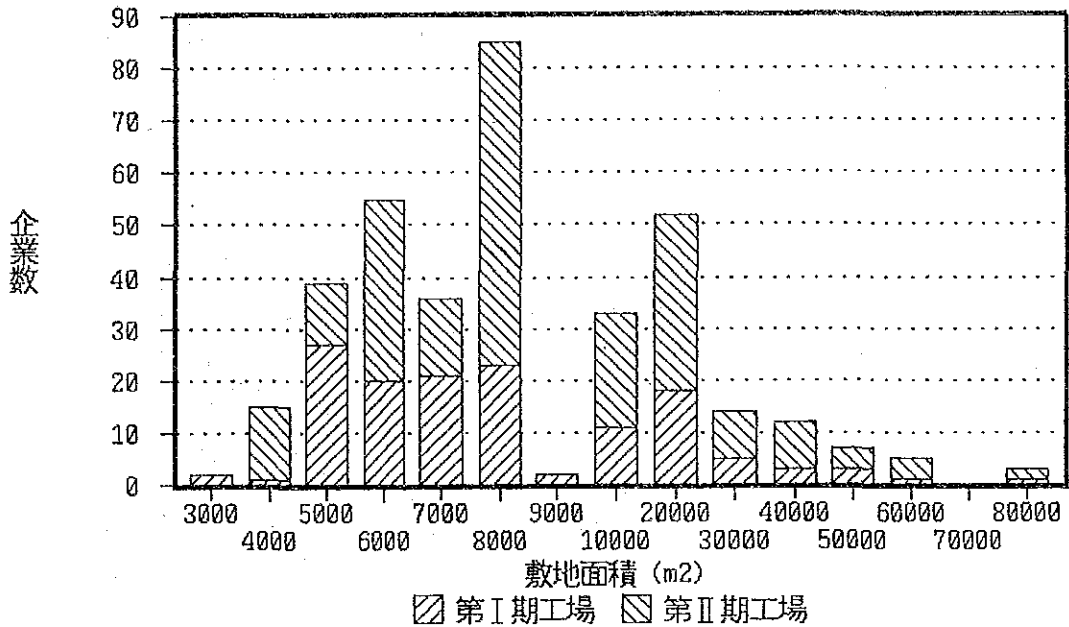


図 5.2.1 外高橋保税區の敷地規模と規模別企業数

この企業数と敷地規模に従い、外高橋保税區内の必要ロット数と入居企業は表5.2.1に示すとおり算出した。

表 5.2.1 保税區のロット数と入居可能企業数

ロット面積 (ha)	第Ⅰ期				第Ⅱ期			
	ロット数 (ヶ所)	入居可能企業数		ロット数 (ヶ所)	入居可能企業数			
		ロット当り (社)	合計 (社)		ロット当り (社)	合計 (社)		
5	3	11	33	2	14	28		
7	6	3	18	4	3	12		
8	1	1	1	8	11	88		
14	2	6	12	5	6	30		
16	3	22	66	3	22	66		
21	1	8	8	2	9	18		
合計			138			242		

(2) 標準工場の導入

標準工場の導入は中小企業にとり、工場立ちあげ段階での時間のロスを防ぎ、初期投資額が少なく比較的安価である等のメリットがある。このため、5,000㎡以下の企業用として標準工場の導入を図る。

標準工場の立地としては、公共サービスが十分に受けられるよう公共施設用地に隣接した位置に設ける。この標準工場は外周部からの見栄えを考慮する必要があり、保税
 区開発主体の設計による標準工場のデザインがさらに引き立て役を担うことになる。
 また、標準工場は少ない敷地を有効に利用し、合わせて環境保全を行えるメリットを
 合わせ持つ。標準工場の例を図5.2.2 に示す。

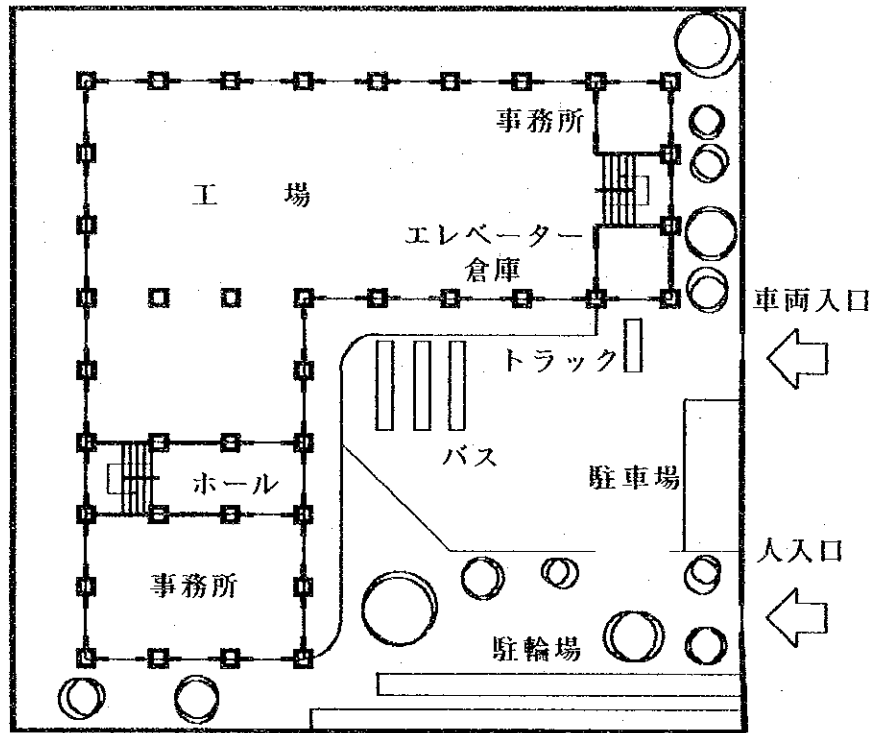


図 5.2.2 標準工場の例

5.3 公共施設計画

5.3.1 一般公共施設

外高橋保税区内には開発コンセプトに合う施設導入を行うと同時に、内部導入企業の支援を十分行える施設の導入を検討する。先進的な企業導入を図るため、一般工業団地内に計画される公共施設を充実させる必要があり、日本の例を参考にしながら検討する（表5.3.1参照）。業務施設では団地会館等の施設を用いて団地内の親睦を図ると共に、従業員用の食堂が設置されている。これに対して展示館や教育娯楽施設は公共あるいは民間で大規模な施設があるために設置例は少ない。供給処理施設では防火用水の設置が多く、環境保全のための池として利用されている。運動施設では野球場や広場の設置の例が多く、これは土地価格が高いために広大な敷地が少ないことによる。

表 5.3.1 日本の工業団地共同施設設置状況
(単位：設置率%)

施設の内容	臨海(77団地)	内陸(366団地)	合計
業務施設等			
団地会館	22.1	31.4	29.8
展示館、陳列館	2.6	3.8	3.6
食堂	18.2	18.0	18.0
教育娯楽施設			
図書館	1.3	1.1	1.1
温室	1.3	0.5	0.6
クラブハウス	5.2	0.5	1.3
供給処理施設			
洪水調整池	1.3	17.5	14.7
防火用水	15.6	25.4	23.7
運動施設			
野球場	33.8	27.9	28.9
陸上競技場	6.5	4.9	5.2
サッカー場	2.6	3.3	3.2
テニス場	19.5	18.0	18.3
バスケット場	2.6	1.4	1.6
バレーボール場	10.4	17.5	16.3
プール	20.8	2.7	5.9
室内プール	2.6	0.8	1.1
アイススケート場	1.3	0.8	0.9
体育館	13.0	5.7	7.0
広場	51.9	38.3	40.7
自転車道路	7.8	2.5	3.4
環境保全施設			
池、噴水	16.9	18.6	18.3
花壇、菜園	1.3	0.8	0.9
駐車場	36.4	28.1	29.5
その他	24.7	26.8	26.4

出所：(財)日本立地センター

5.3.2 地域企業が期待する施設

この課題は2つの面からの評価が必要になる。1つは、現在上海市に進出し活動している企業が、外高橋保税區に進出する場合に必要な施設であり、もう1つは新しく設置される外高橋保税區に対し、現在活動している立場で期待する施設である。従って、一般的に保税區の活動の為に必要な施設と地域特有の条件下での企業サービス機能についてみることにする。

上海市に現在操業中の中堅100社に対するアンケート調査によると、以下に示す公共施設設置に対する強い要望がある（表 5.3.2参照）。《付属資料8参照》

- 保税倉庫
- 標準工場
- 上水、電力供給
- 税 関
- 喫茶・食堂
- 病 院
- 常設展示場
- 技術訓練学校

上記の内、1つは研修機関の設置が特に重要と思われる。外高橋保税區では高次産業の誘致を行い、上海市および長江流域に及ぶ広い地域への産業構造の高度化、技術化を図ることを狙いとしている。従って、これら企業に雇用される多くの技術者や情報処理等の人材確保が必要となる。この為、技術訓練学校の開設が必要であり、学校を通じての日常的な技術訓練を行う必要がある。設置の場所は、地区内に予定されている業務地区や外部に開かれた地点が望ましい。対象となる研修者は、保税區内企業に勤務している者、保税區外から研修に来る者が上げられる。

2番目として調査票には現れていないが情報提供機関の設立が必要である。上海市の地域の特徴として、既存産業の活発な活動がある。これまで見たように上海市は多様な業種があり、種々の品目が生産され、地域内のみならず背後圏へも供給している大工業基地である。従って、新しく業を起こす者あるいは新しい分野の活動を行う者は、既存企業との協同、協業の形態を考え、この潜在力を生かしていくことが企業活動を有利に運ぶことにつながる。

保税區の企業活動は、単に自前の市場圏、生産連関に閉じることなく背後圏への新しい市場形成、産業連関を構築していくことが望まれる。この為、地域企業の生産概況、市場圏、流通形態等の潜在力を生かしていく為の情報提供が重要な課題となる。特に保税區が新しい制度を持ち、しかも自由主義経済を取り入れつつある中国の状況下では企業の支援措置が必要である。

5.3.3 外高橋保税區内に導入する施設

一般的な公共施設を考慮しつつ、外高橋保税區の開発計画に沿った導入が必要な施設を以下に検討する。

表 5.3.2 外高橋保税区内で供給が期待されるサービス
(既進出企業意向調査結果)

施設名および業務	製 造 業		サ ー ビ ス 業		合 計	
	必 要	最 重 要	必 要	最 重 要	必 要	最 重 要
保税倉庫		◎		◎		◎
保税加工	○		○		○	
保税荷捌き場	○			◎	○	
保税運送	○		○		○	
標準工場		◎	○			◎
輸出加工工業用地	○				○	
賃貸工業用地	○			◎	○	
賃貸工場・ビル	○		○		○	
商業ビル	○			◎	○	
上水供給		◎		◎		◎
電力供給		◎		◎		◎
ガス供給	○			◎	○	
通信		◎		◎		◎
港湾		◎		◎		◎
鉄道	○		○		○	
トラック輸送	○			◎	○	
水運輸送	○		○		○	
税関		◎		◎		◎
常時警備	○		○		○	
行政分局	○		○		○	
消防署	○		○		○	
手続き代行	○			◎	○	
従業員宿舎	○		○		○	
喫茶・食堂		◎		◎		◎
トレーニングジム	○			◎	○	
体育施設	○		○		○	
病院		◎	○			◎
雇用斡旋	○		○		○	
常設製品展示場		◎		◎		◎
輸入品特売場	○		○		○	
賃貸住宅斡旋	○		○		○	
技術訓練学校		◎	○			◎
下請け企業紹介	○				○	

外高橋保税区内の導入施設の性格には、企業支援のためのサービス業務施設と従業員支援のためのサービス業務施設とがある。また、上海圏や上海市の背後圏をも含めた広域的なサービスを主体とした施設と保税区内部に対するサービスを主体としたものに分けられる。これらの分類を行いながら以下に導入施設と機能について述べる（表5.3.3 参照）。

(1) 開発計画を考慮した特殊施設

－ メッセ（保税展示場）

保税扱いによる展示場は、外高橋保税区的特徴を十分生かした施設といえる。外国企業にとり税務上の手続きが不要のため展示会に参加しやすく、中国国内への市場開拓拠点としての意義もある。特に港湾施設に隣接しているため、大型建設機械等の展示も容易に行える利点がある。

一方、中国側にとっては世界の新品・商品を間近にみることができ数多くの情報等を入手できる。これらの展示会開催により国内企業に対して前向きの良い刺激を与えることができ、技術改善の面でも大きな貢献ができる。

－ コンベンション・センター（国際会議場）

外国人は保税区内部でのビザ申請手続き等の入国手続きを行えるため、臨時に上海入りする場合や短期間でのミーティングなどに便利な扱いとなっている。この機能を活用した施設導入は外国企業や外国人にとって魅力的な存在となる。また中国側にとっては、国際会議等の開催により世界の注目を上海に集めると共に世界の先端の情報入手できる。

－ 多目的ホール（ファッション・ショー、劇場、コンサート・ホール、映画館、美術館等）

中国国内のファッションを広く世界に紹介すると同時に、世界の先端ファッションを上海市内に紹介する等、国際交流を促進するための施設となる。ファッション・ショー等商売に直結した企画の他に、短期間の滞在や保税のメリットを得られる劇、コンサート、美術展等の世界の文化を広く一般市民が享受できる場ともなる。

(2) 企業支援のための業務施設

－ 保税區管理センター

・ 運営サービス（保税區的全体管理と活動企業の管理業務）

保税区内の管理運営全般に関する業務を行い、企業活動が円滑に行えるよう支援する。同時に行政機関と企業との間の調整を行う。また、この機関は、将来における外高橋保税區的形成を行う重要な施設と位置づけられる。この運営主体は第3セクター方式で運営することも考えられる。

- ・ 企業誘致促進（保税区内施設、制度の案内）
保税区内施設や制度を高次化する保税区の現状に合わせ改善していくと共に、企業の誘致活動を行う。
- ・ ワン・ストップ・サービス・センター（企業優遇政策および投資家に対する宣伝）
外高橋保税区内への投資情報はすべて兼ね備え、進出希望企業へのサービスを行う。ASEAN諸国等との競争においてワン・ストップ・サービス・センターとして、あらゆる情報を提供できる機関とし、外国投資家に対する支援を行う。また、投資委員会と企業の間位置し、企業の実務面での業務代行ができるような体制を整える。

－ 行政センター

- ・ 行政サービス
稼働企業の企業登録や住民登録、ワーク・ビザ発給等の行政サービスを行う。
- ・ 工業局・商業局（工業所有権、商業所有権等）
工業所有権や商業所有権の取扱いを行い、世界的な所有権の考え方を取り入れ、企業支援を行う。保税区内では、申請受付と所有権情報提供が主な業務である。また、中国の工業規格等の情報提供も併せて行う。
- ・ 税関（関税）
税関は物を主体として管理を行う。このため税関は出入口の貨物を管理すると同時に各企業あるいは倉庫での貨物検査と封印を行う。保税区内を一つの地域として扱い、コンピューターを利用した管理を導入する。また併せて情報センターと提携し、物流の把握を行う。
- ・ 税務署（法人税等）
企業利益に対する法人税、地方税等の税務徴収等の行政サービスを行う。

－ 保安センター

外高橋保税区内の人を中心とした保税区内全体の警備・管理を行うと同時に盗難などから企業・業務施設の安全を確保する。

－ 情報センター（企業、製品・新製品、原材料、市場、物流、特許技術等の情報）

- ・ 交流交易センター
- ・ 流通情報センター

保税区内の各サービス機関との連携を持ち、企業が必要とする情報の管理と、情報提供を行う。コンピューター化が不可欠な施設であり、各サービス機関とのオンライン化が必要である。このセンターは外高橋保税区内の管理だけでなく、広く国内の保税區、輸出加工区、工業団地とのネットワークを構築し、物流情報の把握を行う。また、企業家に役立つ世界の工業・商業の文献や雑誌を取り揃えた図書館を併設し支援を行う。

－ 企業支援センター

- ・ 国際業務交流・技術交流
- ・ 研修所
各業務分野での職業指導を行うと同時に、国際業務に対応した専門家を育成する。また、各企業間の技術者の経営者交流や技術者の交流の場を提供する。
- ・ Q Cセンター（機械、電気、原材料、製造、製品等）
工業の生産性・効率性を高めるため定期的な企業診断等を行い、企業の品質管理面でのサポートを行う。また、外高橋保税区全体の品質向上をめざし、世界に通じる外高橋保税区の品質管理システムを構築し、独自ブランドを造る。

－ 研究所

委託研究・共同研究等の通常の研究活動を行うと共に、資源再生技術研究等の特定技術の開発と異業種分野での交流を通じた新技術の開発を行い、外高橋独自の技術開発を行う。

－ 消防署

高層建築や化学工場等の特殊火災に対応した消防活動ができるよう、保税区内での消防活動ができる体制をとる。この施設は保税区全体がフェンスで囲われるため保税区内に設ける必要がある。また、近隣地区での活動にも対処できるように考慮する。

－ 郵便局

企業活動を補助するサービス業務の一つとして、郵便局を保税区内に設置し、郵便や小包の集配サービスを行う。

－ 銀行

貿易業務や外貨交換等のサービスを行うため政府系の銀行を誘致する。

－ 物流センター

- ・ 集配送センター
- ・ 倉庫・ストックヤード
- ・ 冷凍倉庫

港湾区からの荷受けおよび企業への配送と企業からの荷受けおよび港湾に対する配送を業とし、企業活動を円滑に支援する。貨物管理のためのコンピューターを導入すると同時に、迅速なサービスを提供できる体制を整える。

－ 供給処理施設

- ・ 供給処理センター（変電所・ガス供給施設・給水施設・汚水処理場・廃棄物処理場）
- ・ リサイクルセンター

電気・電話・ガス・用水等の確保のため、各供給会社との連携を保ち、保税区内の供給を確保する。また、排水や廃棄物の円滑な処理を管理する。また特に資源有効利用や環境対策のためのリサイクルセンターを設け廃棄物等の再資源化対策を行う。

(3) 従業員のための支援施設

－ 教育娯楽施設

- ・ クラブハウス（会員制）
上級管理職および外国人用等の会員制のクラブを設け、働きがいのある職場を創造し、併せて外高橋保税区への投資促進を狙う。
- ・ 商業施設（商店、銀行、レストラン等）
保税区内の企業活動や従業員へのサービスとして商店街を設け、快適な環境を創造する。この施設は人の管理を主体とする地区に設ける。レストラン等は、工場周辺に分散させるように考慮する。
- ・ 診療所
保税区内の従業員の定期的な健康管理と応急手当などができる施設を導入する。病院に関しては近隣住民の必要性もあり、外高橋保税区西側のE地区に計画されている。従って、この病院と診療所との連携によるシステムの構築を行う。
- ・ 保育所
従業員の幼児・児童のための保育所を設立し、従業員の雇用確保を促進する。

－ 運動施設

- ・ 多目的体育館
- ・ 多目的運動場

保税区内の各企業や従業員用に特に用途を限定しない多目的用途の運動施設を設ける。

－ 内部循環バス運営所

保税区内の従業員用の通勤交通手段や業務のための保税区内部の移動のために、内部循環バスを導入する。

一 駐車場

上級従業員用の駐車場は基本的に各企業敷地内に設けるものとする。公共駐車場は保税区内施設の利用者や訪問者に開放するものとし、この為に人の活動する施設周辺に設ける。公共駐車場は大きな特殊イベントにおいても使用し、イベントを休日や祭日に行うなどの対策により需要量を調節する。

5.3.4 公共施設の従業員数と施設規模

輸出加工区内の業務関連の従業員規模は、ASEAN諸国と新興工業諸国の例を参照する。これら諸国の業務人員の一般的な目安は、直接職員の規模については従業員100人に対し0.5~1%、間接職員は4%程度である。また、業務人員の従業員原単位は1,000ha/人程度である。その他の特殊施設等はそれぞれの施設に合わせた算出基準を用いて行う。

施設規模については、一般的な工業団地における基準として20㎡/人の占有床面積を用いる。これらの施設は単体として機能するものと集合体として機能できるものがある。従って、表5.3.3の分類分けにより建築物の棟数を決定する。

これらの基準を基に前項で導入決定された公共施設毎の従業員数・床面積を表5.3.4に示す。また、交流交易区の従業員規模については日本の流通団地と同様と考え50人/haとする。従って、第I期の交流交易区の敷地面積が22.39haで従業員数は1,120人、第II期の交流交易区Iの敷地面積が55.36haで従業員数は2,768人である。

また、業務地区の従業員算定にあたっては、1人当たり占有床面積を20㎡、建築物の容積率を600%と仮定して概算を行った。この結果、保税区の総従業員数は表5.3.5に示すとおり14万人となり、本調査では15万人と設定する。また、後述する基盤整備計画に従い、事業展開すると仮定すれば、計画年度毎の従業員数の増加数は表5.3.6に示すとおりになる。

5.4 内部交通と出入口の考察

5.4.1 内部循環バス

内部循環バスのバスの台数および駐車場の面積算定の概略計算を試みる。このための前提条件としては以下の項目を考慮した。

- 10ヶ所ある出入口からの距離が200m以内の距離に訪れる者は徒歩とする。
- 計画全体の従業員は150,000人とする。
- 来訪者は保税区従業員全体の1割を見込む。
- 従業員内の高級管理職は1割とし、自家用車または社用車で来訪すると考える。
- 従業員全体の3割が会社の送迎バスを利用するものとする。
- 通勤ラッシュのピーク時に50%が集中するものとする。
- 循環路線長を5km、バスの時速を20km/hとすると時間あたり4往復が可能と考える。
- 内部循環バスは昇降時の効率および事業所までの時間短縮のため30人乗りとする。
- 修理や待機用の車両として全体の1割を見込む。
- 1台あたりの駐車場および幅寄せスペースとして30㎡および点検修理工場600㎡を考慮する。

この結果、各ゲートの付近に約40台の内部循環バスを待機させ、1,800㎡程度の駐車場および車両点検場を用意する。

表 5.3.3 外高橋保税区内への導入公共施設

	サービス供与主体		サービス業務対象		機能連携・棟別	
	政府系	民間系	保税 区 全 体	保税 区 分 区	独 立	集 合
特殊施設						
メッセ	○	○	○		○	
コンベンションセンター	○	○	○		○	
多目的ホール	○	○	○		○	
業務施設						
保税區管理センター						
運営サービス	○	○	○			○
企業誘致促進	○	○	○			○
ワン・ストップ・ サービスセンター	○	○	○			○
行政センター						
行政サービス	○		○			○
工業・商業局	○		○			○
税 関	○		○	○	○	○
税務署	○		○			○
保安センター	○		○	○	○	
情報センター						
交流交易センター	○	○	○			○
流通情報センター	○	○	○			○
企業支援センター						
国際業務交流 研修所	○		○			○
QCセンター	○		○			○
研究所	○		○			○
消防署	○	○	○		○	
郵便局	○		○	○	○	
銀行	○	○	○			○
物流センター	○	○		○	○	○
供給処理施設						
供給処理センター	○	○	○		○	
リサイクルセンター	○	○	○		○	
教育娯楽施設						
クラブハウス		○	○		○	
商業施設		○	○	○	○	
診療所	○	○	○			○
保育所	○	○	○		○	○
運動施設	○	○	○	○	○	
内部循環バス運営	○	○	○	○	○	
駐 車 場	○	○	○	○	○	○

表 5.3.4 導入公共施設の規模と従業員

分類	独立 集合	施設名	従業員規模 (人)	床面積 (㎡)	算出基準	
特殊施設	●	メッセ	30	100m×200m×3棟	事務所1%、20㎡/人	
	●	コンベンションセンター	5	100m×100m×1棟	事務所1%、20㎡/人	
	●	多目的ホール	5	100m×100m×1棟	事務所1%、20㎡/人	
企業支援 施設	◎○	保税區管理センター	4,600	92,000㎡	92,000人×5%	
	○	運営サービス	(50)	(40m×40m)		
	○	企業誘致促進	(30)	(10m×20m)		
	○	ワンストップサービスセンター	(30)	(40m×40m)		
	◎○	行政センター				
	○	行政サービス	(20)	(20m×30m)		
	○	工業・商業局	(20)	(20m×20m×2ヶ所)		
	●○	税関	(200)	(20m×20m×10棟)		
	○	税務署	(20)	(30m×30m)		
	●○	保安センター	(200)	(10m×10m×10棟)		
	◎	情報センター	100	100m×50m	50㎡/人	
		交流貿易センター				
		流通情報センター				
	◎	企業支援センター				
		国際業務交流	2	20m×20m	事務所40㎡、20㎡/人	
		研修所	2	20m×20m	事務所40㎡、20㎡/人	
		QCセンター	50	100m×50m	100㎡/人	
	●	研究所	50	10m×20m×5ヶ所	1チーム10人、20㎡/人	
	●	消防署	30	20m×20m×2階	1チーム10人、3交替	
	◎○	郵便局	(40)	(20m×30m×4ヶ所)	1チーム10人、4チーム	
◎○	銀行	(20)	(20m×30m×2ヶ所)	1チーム10人、2チーム		
●	物流センター	(15)	100m×100m×3ヶ所	事務所1%、20㎡/人		
	供給処理施設					
●○	供給処理センター	(30)	(30m×30m×6ヶ所)	1チーム10人、3チーム		
●	リサイクルセンター	10	20m×20m	1チーム10人		
◇	標準工場		4,000㎡×56企業			
従業員の 為の施設	●	クラブハウス	20	30m×30m	1チーム10人、2交替	
	○	商業施設	(150)	(20m×20m×15ヶ所)	1チーム10人	
	◎○	診療所	(10)	(20m×20m)	1チーム5人、2チーム	
	●○	保育所	(196)	(19,600㎡)	従業員(92,000+6,000) 園児1%、5人/人、20㎡	
	●○	運動施設(緑化)	(50)	(40,000㎡×2ヶ所)	1チーム5人、10チーム	
	●	内部循環バス運営	756	1,800㎡×6ヶ所	40台×6ヶ所×3交替 事務員5%	
	●○	駐車場	(15)	(15,000㎡)	1,000台、2.5m×6m/台	
					1チーム5人、3ヶ所	
	合計			5,660人	249,700㎡	

注：●独立建築、◎集合建築、○通常の輸出加工区の施設に含まれるもの、◇標準工場
()内の人数および床面積は保税區管理センター人数を含む直接職員数。

表 5.3.5 外高橋保稅區完成年度就業者推計

期	地 区	就業者 (人)
第 I 期	輸出加工区	35,451
	交流交易区	1,120
	業務地区	39,000
第 II 期	輸出加工区	56,623
	交流交易区	2,768
共 通	公共施設	5,660
合 計		140,622

表 5.3.6 外高橋保稅區年代別就業者推計

(單位：人)

項 目	2000年	2010年	2020年	
第 I 期	輸出加工区	28,361 (80%)	7,090 (20%)	—
	交流交易区	896 (80%)	224 (20%)	—
	業務地区	19,500 (50%)	11,700 (30%)	7,800 (20%)
第 II 期	輸出加工区	5,662 (10%)	39,636 (70%)	11,325 (20%)
	交流交易区	277 (10%)	1,938 (70%)	553 (20%)
共 通	公共施設	4,528 (80%)	1,132 (20%)	—
年度增加分				
	59,224	61,720	19,678	
年度累積分 (140,000人)				
	59,224 (42%)	120,944 (86%)	140,622 (100%)	
保稅區全体 (150,000人)				
	63,150 (42%)	129,000 (86%)	150,000 (100%)	

5.4.2 人と自転車の出入口

下記的前提条件に従い、人と自転車の出入口を検討する。ただし、自転車については将来的に減少させるものとする。

- 外高橋保税區全体の従業員を15万人と見込む。
- 外高橋保税區への訪問者を全従業員の1割と見込む。
- 従業員の内の10%の企業高級管理職は除く。
- 全従業員の30%は会社の送迎バスにより通勤するものとする。
- 10ヶ所のゲートを想定し、均等に従業員が通過する。
- 朝夕の通勤ラッシュは1時間に50%の従業員が訪れる。
- 1つの門に対して4秒に1人の通過者とする。

この結果、1ヶ所の出入口には人が1人通過できる門を6ヶ所設置する。

5.4.3 送迎バスの出入口

大型企業は従業員用の送迎バスを使用することにより従業員を確保している。この為、出入口の通行に当たってはバス単位で検査を行う計画とし、下記的前提条件で行う。

- 30%の従業員が50人乗りのバスで通勤する。
- 10ヶ所の出入口を利用するものとする。
- ピーク時に50%が通過する。
- チェック時間を1台平均2分とする。

この結果1ヶ所の出入口の数は2門設ける。

5.4.4 貨物車の出入口

上海圏や背後圏への貨物自動車の利用による輸送のために、貨物車専用の出入口を考慮する。貨物自動車に関する前提条件は以下のとおりである。

- 平均して5トン車に満杯に積載する。
- 年間貨物発生量を400万トンと仮定する。
- 24時間にわたり平均して通過する。
- トラックのチェック時間は1台当たり平均10分かかると仮定する。

この結果、1ヶ所の出入口に2ヶ所の門が必要となる。

5.5 ロットの配置計画

前項までに述べた計画に従い公共施設の建築物は表5.5.1のとおり棟割りを決定する。また、計画方針により、外高橋保税區の土地利用と工場用地のロット割りは図5.5.1のように計画する。

表 5.5.1 施設規模と棟数

公共施設	独立 集合	床面積 (㎡)	階数	設置ヶ所	棟数	総床面積 (㎡)	総建築面積 (㎡)
保税區第Ⅰ期							
保税區管理センター	◎	35,700	4	1	1	35,700	8,100
税関	●	400	2	4	4	1,600	200×4
税務署	◎	900		1		900	
保安センター	●	100	2	4	4	400	50×4
郵便局	●◎	600	1	2	1	600	600
銀行	◎	600		1		600	
供給処理センター	●	900	1	2	2	1,800	900×2
商業施設	●◎	400	1	5	3	1,200	400×3
物流センター	●	10,000	1	1	2	10,000	5,000×2
標準工場	○	120,000	3	10	10	120,000	4,000×10
保税區第Ⅱ期							
保税區管理センター	◎	20,600	4	1	1	20,600	5,150
税関	●	400	2	6	6	2,400	400×6
保安センター	●	100	2	6	6	600	50×6
郵便局	●◎	600	1	2	1	600	
銀行	◎	600		1		600	
供給処理センター	●	900	1	4	4	3,600	900×4
商業施設	●◎	400	1	10	6	2,400	400×6
情報センター	◎	5,000		1		(5,000)	
企業支援センター	◎	5,800		1		(5,800)	
研究所	●	1,000	2	1	1	1,000	500
消防署	●	800	2	1	1	800	400
物流センター	●	10,000	1	2	4	20,000	5,000×4
リサイクルセンター	●	400	1	1	1	400	400
クラブハウス	●	900	2	1	1	900	450
診療所	◎	400		1		(400)	
保育所	●	19,600	2	1	1	19,600	9,800
運動施設	●	100	1	5	5	500	100×5
内部循環バス	●	1,800	2	6	6	10,800	900×6
駐車場	●	100	1	3	3	300	100×3
標準工場	○	104,000	3	9	9	104,000	4,000×9

注：●独立建築、◎集合建築、○標準工場集合建築

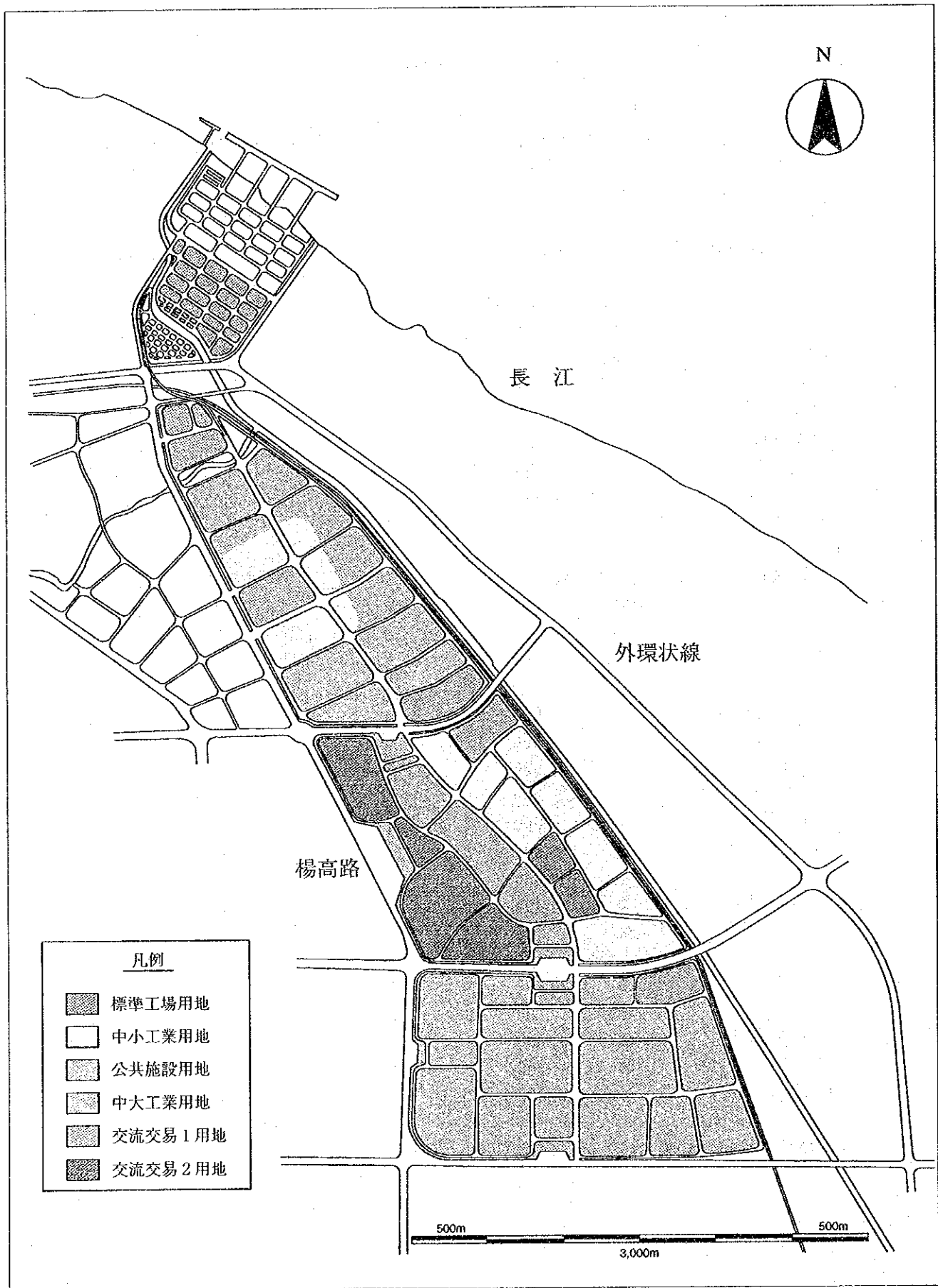


図 5.5.1 外高橋保税区の工場ロット配置図

5.6 公共建築物の概略工事費積算

工事費の積算に当たっては、以下の面積あたりの工事費を基準とする。

- 大規模建築・業務用ビル（6 F 以下） 2,000 R. M. B/m²
- 標準工場（6 F 以下）・高級建築物 2,300 R. M. B/m²
- 低層鉄骨造または倉庫（1 F） 1,500 R. M. B/m²

（注：R. M. B は Renminbi の略称で1993年で1 US\$ = 8.0 R. M. B である。）

公共施設について概略積算を行うと表5.6.1 に示すように総額 951.1百万R. M. Bになる。これらの施設は現状では全てを公共の運営としているが、弾力的な運営を行うために一部施設においては第3セクターあるいは民営とする可能性もある。

表 5.6.1 公共施設の工事費積算

公共施設	総床面積 (㎡)	階数	棟数	築単価 (R. M. B)	建築費 (百万R. M. B)
保税区第Ⅰ期					
保税区管理センター	35,700	4	1	2,000	71.4
税関	1,600	2	4	2,000	3.2
保安センター	400	2	4	2,000	0.8
郵便局	600	1	1	2,000	1.2
供給処理センター	1,800	1	2	1,500	2.7
商業施設	1,200	1	3	1,500	1.8
物流センター	10,000	1	2	1,500	15.0
標準工場	120,000	3	10	2,300	276.0
第Ⅰ期合計	171,300				372.1
保税区第Ⅱ期					
保税区管理センター	20,600	4	1	2,000	41.2
税関	2,400	2	6	2,000	4.8
保安センター	600	2	6	2,000	1.2
郵便局	600	1	1	2,000	1.2
供給処理センター	3,600	1	4	1,500	5.4
商業施設	2,400	1	6	1,500	3.6
研究所	1,000	2	1	2,000	2.0
消防署	800	2	1	2,000	1.6
物流センター	20,000	1	4	1,500	30.0
リサイクルセンター	400	1	1	1,500	0.6
クラブハウス	900	2	1	2,300	2.1
保育所	19,600	2	1	2,000	39.2
運動施設	500	1	5	1,500	0.8
内部循環バス	10,800	2	6	2,000	21.6
駐車場	300	1	3	1,500	0.5
標準工場	104,000	3	9	2,300	239.2
メッセ	60,000	1	3	2,300	138.0
コンベンションセンター	10,000	1	1	2,300	23.0
多目的ホール	10,000	1	1	2,300	23.0
第Ⅱ期合計	268,500				579.0
保税区合計	439,800				951.1

5.7 基盤施設計画

5.7.1 計画の条件

保税区内部の基盤整備の配置は図5.5.1の工場ロットの配置図に示すとおり計画を立案する。なお、工業用水・生活用水は凌橋浄水場（保税区の北西）、電気は外高橋発電所（保税区の北）、ガスは黄浦江沿いのガス工場（保税区の西）からの引き込みを計画する。

5.7.2 施設計画

工場ロットの配置図に示すように公共施設等を計画する。供給処理に関しては、外高橋保税第Ⅱ期は共同溝の設置を積極的に進め、保守管理が容易な体制を整え、将来保税区域に共同溝が設置された場合これと連結する。この為、保税区内の主要道路は共同溝の設置を行い易いよう、外部道路から取り入れを計画する。

5.7.3 保税区内基盤施設の概略工事費積算

保税区内の基盤施設の工事費は、100ha当たり約2億元である。これに基づき工事費を積算すると、保税第Ⅰ期は約5.6億元であり、保税第Ⅱ期は11.1億元となる。しかしながら、保税区内の住民立ち退きの補償費用が上昇しており、今後工事の進捗にともない開発費用が大幅に増加すると考えられる。

5.8 公共建築物の建設スケジュール

建設スケジュールの計画に当たり、保税第Ⅰ期と第Ⅱ期とを大きく2つに分割し計画を立案する。それぞれの期毎の建設スケジュールおよび各期間毎の工事費は表5.8.1に示すとおりである。

表 5.8.1 公共施設の建設スケジュール

プロジェクト	規模 (ha)	総建設費 (百万元)	実施主体	整備計画			開発構想		
				1995	2000	2005	2010	2015	2020
保税第Ⅰ期開発									
産業基盤	280	560	官	—					
公共施設	17	372	官	—					
民間産業	214		民間	—					
保税第Ⅱ期開発									
産業基盤	554	1,110	官	—	—				
公共施設	27	579	官/民間	—	—	—			
民間産業	451		民間		—	—	—		

第6章 外高橋保税区の制度および運営・管理

第6章 外高橋保税区の制度および運営・管理

6.1 外高橋保税区の制度

(1) 外高橋保税區を管理する法令

外高橋保税區は、基本的に4つの法律と外高橋保税區を含む浦東新区および上海市における各種優遇法令により運営される。

1) 外高橋保税區を規定する法

外高橋保税區の基本の4つの法律には次のものがある。

- 上海市外高橋保税區管理弁法
- 上海市外高橋保税地域を搬出入する貨物、輸送機器および個人携帯品に対する中華人民共和國税関の管理弁法
- 上海市外高橋保税地域の為替管理の実施細則
- 上海市外高橋保税地域を搬出入する貨物、輸送機器および個人携帯品に対する監督、管理、徵税、免税についての中華人民共和國上海税関の実施細則

2) 外高橋保税區に関わる関連法

外高橋保税區に関連して、上海市および浦東新区（外高橋保税區を含む）の投資優遇に係る制度により優遇措置等が設定されており、この適用も受ける。

- 上海市外資金融機構、中外合弁金融機構管理弁法
- 上海市浦東新区への外商投資を奨励する為の企業所得税と商工統一税を減税、免税することに関する規定
- 上海市浦東新区への外商投資企業の審査・認可に関する弁法
- 上海市浦東新区土地管理に関する若干の規定
- 上海市浦東新区計画建設管理に関する暫定弁法
- 上海市浦東新区への外商投資企業を奨励する為の暫定弁法
- 上海市浦東新区の産業案内と投資指南
- 上海市の証券取引市場管理に関する暫定弁法
- 上海市浦東新区への外商投資企業を奨励する為の暫定弁法

(2) 外高橋保税区内の可能な業務

1) 輸出加工、金融業務等

一般的に保税制度の目的は関税の保留による恩典を活用し、貿易取引や生産企業者に有利な条件を与え業務の活発化を促進していくことにある。外高橋保税区の制度の特徴は、これらの業務の他に、地域内での商業、不動産業、金融業、外国為替取引業、コンサルティング業等の業務が行える点にある。外高橋保税区内で可能な業務および業種を表6.1.1に示す。

表 6.1.1 外高橋保税区内で可能な業務

対象事業物品等	チェック機関	場 所	許可業務内容
1. 貨物の保管	税関（海関）	出 入 口	貨物の管理・保管。
2. 貨物品保管加工	税関（海関）	出 入 口	自由な貿易と輸出加工業務。
3. トランジット貿易	税関	—	海外からの貨物の中継基地としての流通保管。
4. 輸出入業務代行	自治体	保税区内	特定の者以外でも業務に携わることを許可。
5. 製造・加工	保税区管理者	保税区内	区内で製造・加工を認める倉庫地区でも加工が可能。
6. 委託加工	保税区管理者	区 域 外	区域外の企業に委託加工を行える。
7. 関連材料の輸出入許可	—	保税区内	梱包等の材料の輸出入許可。
8. 原材料部品、製品の取引の自由	保税区管理者	保税区内	区内の業者間で自由に商品の取引が可能。
9. 輸出入帳簿の簡素化	保税区管理者 税関	保税区内	輸出入の為の記帳等を可能な限り簡素化。
10. 入国管理の簡素化	保税区管理者 税関	保税区内	旅券、身分証明等で出入り許可。
11. 許認可の廃止	保税区管理者 税関	保税区内	域外からの輸出入製品等で区域内で使用する機械設備建設用物資、車両、事務用品の許認可廃止。
12. 為替の取扱の自由化	金融機関 行政機関	保税区内	外貨の保持等の許可、取引の自由化、口座での取引可能。
13. 外貨立ての取引	金融機関 行政機関	保税区内	区域内での外貨立て取引が可能。
14. 域外との取引	金融機関 行政機関	保税区内	域外との取引には地域通貨(R.M.B)を使用。
15. 取得利潤の送金	金融機関	保税区内 金融機関	金融機関を通して外貨送金が可能で所得課税は免税。
16. 投資金の移動	為替管理局	—	資本金等の資金移動が許可をえて外貨で可能。
17. 利潤の再投資の優遇	—	—	利益の域内再投資については40%減税。

2) 土地利用別区分

外高橋保税区は上海市浦東新区に隔離施設として設置される。ここでは税関地域の指定を受け、それぞれの用途に応じた施設が整備され用役が供給される。

- － 輸出加工区
- － 保税区倉庫
- － 管理中心

(3) 外高橋保税区内の組織

1) 政策的位置付け

上海市は中国最大の生産、貿易都市であり、有数の産業都市である。現在、国営企業の技術高次化に取り組んでおり、また、改革・開放政策の重点事業として国家的な上海市浦東新区事業を推進している。外高橋保税区はこの開発の外向型交流交易拠点としての役割を果たすべく指定された。

従って、中国でも初めての新しい機能や業種の活動が認可された。保税区の管理運営についてもこの目的に沿った適正な運営が行われる必要がある。新しい制度を管理運営することから、新しい事態に対応する弾力的な運用が求められると同時に、新しい制度の発案と運用を試みとして実施することが必要である。これまでも提起した新しい事業に対する管理機構の提案や開かれた保税区の管理運営等がこの課題に該当する。

2) 開発主体

中国および上海市の政策を受け、浦東新区の開発および外高橋保税区的開発のために以下の3つの開発主体が組織された。

- － 浦東新区管理委員会 : 浦東新区開発のための全体計画を構築する組織
- － 外高橋保税区管理委員会 : 外高橋保税区的開発に関わる許認可業務を行う組織
- － 外高橋保税区連合発展有限公司 : 外高橋保税区的開発の実施計画および施工管理を行い投資企業に販売する半官半民の組織

このうち上記の2組織は官庁組織であり、他の有限公司は民間的な色彩を強く持つ組織である。従って、それぞれの組織の特徴を生かした運営が求められる。

6.2 外高橋保税区的運営組織

6.2.1 運営組織

保税区的運営組織は規模や活動内容により異なる。外高橋保税区的は規模が大きく内容も

多様であるため、いくつかの主体が運営する形態となる。保税区内の施設設置や運営は公的主体が行い、企業活動にかかわるものは公的主体と民間との共同による第3セクターが主体となり行われる。現行では開発の初期段階であり、各種施設の運営主体は外高橋保税區連合發展有限公司が実施している。

今後、多数の企業導入や保税區第Ⅱ期の開発による規模の拡大に伴い、それぞれの施設に見合う管理主体や運営組織が設定され業務に当たることになる。

6.2.2 管理組織の業務

(1) 業務サービスの対象

業務サービスの対象は、企業活動の為の産業機能に対する管理と、そこに働く従業員のための福利厚生サービスに分けられる。

- 企業活動に対する管理
 - ・ 貿易取引
 - ・ 生産関連企業への支援
 - ・ 国際的取引のための金融サービス
- 従業員サービスに対する管理
 - ・ 安全衛生
 - ・ 食堂、休憩所
 - ・ 体育施設

(2) 業務サービスの項目

業務サービスの内容は新規投資企業に対するサービス、進出企業に対するサービスおよび従業員に対するサービスに分けられる。以下に一般的な輸出加工区に対するサービス内容を示す。《付属資料9参照》

- 新規投資企業に対するサービス
 - ・ 投資審査、投資ガイド
 - ・ 標準工場
 - ・ 工商登記、土地活用、修正法規
- 進出企業に対するサービス
 - ・ 産地証明、産品検査
 - ・ 外国貿易促進、輸出入促進、貿易機会紹介
 - ・ 原材料・部品・製品等の展示
 - ・ 運輸サービス、倉庫、運輸
 - ・ 研究開発、原材料・部品・製品の標準化支援、生産施設の自動化支援
 - ・ 工業技術水準の向上
 - ・ 各種QC活動支援、工場訪問、工業会組織
 - ・ 下請関連企業紹介

- 一 従業員に対するサービス
 - ・労務管理、福利厚生、教育
 - ・衛生保険サービス、工業安全衛生、就業者安全、医療
 - ・体育施設

- 一 工業団地の全体管理
 - ・関税・保税
 - ・供給処理施設運営
 - ・警備・消防
 - ・清掃、環境対策
 - ・対外協力

(3) 業務組織

保税区の業務組織は、保税区の規模や活動内容によって異なる。以下に台湾の輸出加工区の業務組織およびサービス内容を表6.2.1に示す。《付属資料10参照》

表 6.2.1 台湾EPZ管理所・分所組織のサービス内容

部 署	サ ー ビ ス 内 容
本 部 内	
第1課	投資課：投資関連サービス
第2課	外資課：外国為替等のサービス
第3課	工商課：営業登記、電力使用申請等
第4課	勞工課：就業および労務管理サービス
秘書室	
人事室	
会計室	
作業単位	
衛生保健所	衛生管理
供給サービス	PR、各所イベント関係の担当部署
清掃局	清掃、ゴミ処理、緑化
消防局	火災、保安
環境保護サービス	公害発生防止および監視
運輸サービス	域内外運輸倉庫管理サービス
他機関出張所	
郵便局	電話、通信サービス
関税支所	関税監督
税務分所	税務関連業務
銀行	金融サービス、投資斡旋、外国為替取扱
就業斡旋所	就業紹介斡旋
警察分所	域内保安各種警備

6.3 外高橋保税区の運営管理

以下に外高橋保税区の運営管理についての考察を述べる。

(1) 計画の特徴

- 他地区にない834haの大規模な保税区
通常の輸出加工区・保税区・工業団地は、小規模の敷地を開発しながら企業の活動・進出状態を検討しながら徐々に拡大する。外高橋保税区的場合は投資企業の進出状況や活動状況等を検討することなく 834haの開発を一挙に進めている。
- 在来の保税区にはない多様な業種・企業の設置
金融や商業あるいは不動産等の業種が認められている。これが関連を持って活動することができる。この為には地区で共同、共通の事業を提起し、運営していくことが必要である。
- 華中経済圏の交流交易の中心的役割
海外の新しい製品や技術の交流拠点としての役割を果たすことが期待されている。
- 産業や高次機能が既に存在している地域に作られる保税区
上海市の場合は、既に世界的な企業の進出も見られ、大都市内の産業、業務集積がある地域での計画である。在来の発展途上国型の運営が行われている保税区とは異なる。
- 上海市産業高度化の拠点としての役割
上海市および浦東新区が新しい時代の産業構造に転換していく為の役割効果を期待されている。

(2) 制度の活用方策

1) 保税区制度の活性化

多くの制度は発効され運用される段階で現実との整合性が失われる。初期の制度の概念のまま維持や規定の遵守が重要視されると失敗する可能性がある。これまでの成功例の多くは、新しい制度を提起し、現実の状況に合わせた運用を行うことによって成功に導いている。

外高橋保税区的の制度内容は、他に存在しないユニークなものである。これを現在の状況に対応した活用と新しい制度の提起とが今後の課題である。特に、製造・加工機能、トランジット貿易機能および外国為替流通機能が同一の保税区内に立地することになるため、これらの機能をどの様に関連させ、共通の地域事業を創造していくかが重要な課題となり、これが保税区制度を生かせるかどうかの鍵となる。

2) 地域の賑わいの演出と開かれた地域運営

保税制度は隔離したフェンスで閉じられた地域として運営される。企業家にとり操業環境の確保、施設の占有、安全の確保等から好ましい地区として評価されている。一方で、外部と隔離されることにより、外国と同等の扱いとなり、保税区内部の人々の意向の声が届かない。先発工業地では、公害等消費者運動の過激な追求をのがれる為、工場見学を忌避した時代があった。結果は、人々から疎遠な場となり、働く人々からの人気は失われたばかりでなく、技術や製品を創造する喜びをも喪失させる結果となった。この為、日本においては「NEW FACTORY」と称する、見られる工場、清潔な工場を目指した改善運動が進められている。

産業活動は、最終的には製品に対する人々の評価や趣向によって需要が決定する。このため、世界からの声を拾い上げるためのイベントが毎日開催されている。中国においてもイベント等の場の実現が待たれる。具体的な方策としては、保税として扱われる物を主体とした地域を限定して管理を行い、人が主として活動する地域は開放型の運営を行う。台湾の事例では保税区の管理を二重にすることにより、公共施設地区や業務地区は開放型の管理を行い、そうでない地区だけ税関管理を行っている。この為、外来者や進出企業家や従業員に好評を博している。

外高橋保税区の管理においては種々の業種や活動が行われるために、開放型の賑わいのある地域として新しいゾーニングによる運営を行うことが必要である。

(3) 投資促進等サービス機能の設置

保税が必要とする機能・業務としては、保税に進出希望する企業への各種サービスと進出し業務活動を行っている企業に対するサービスとに分けられる。共に期待される業務サービスとしては、海外企業の設立や操業支援のための各種届出業務の一括窓口処理・代行等を行う為の機能が必要である。

企業設立の為には多くの許認可・届出業務があり、このためのサービス業務が必要となる。具体的な項目としては法律、会計、特許、産業標準、規格、輸出入、諸税、関税、入国管理、各種検疫、商業法規、金融為替業務等の窓口がある。一方、業務活動を行っている企業に対するサービスとしては、雇用の安定確保の為の情報、広告宣伝活動のための情報、販売、生産下請けの紹介、技術提携先紹介等の業務が必要である。

これらの業務サービスは同一の場所で受けられることが望ましく、この業務を処理するための『ワン・ストップ・サービス・センター：ONE STOP SERVICE CENTER』の設置が必要である（表6.3.1 参照）。

表 6.3.1 台湾輸出加工区の手続きの簡素化サービス

種 類	項 目 お よ び 内 容
一括処理	投資の申請認可、会社設立登録、工場設立許可、輸出入ビザ、外国為替取引その他運営に関する手続きは一括輸出工区管理所が引き受けて処理可能

6.4 外高橋保税区の建築基準

外高橋保税区内環境を良好なものに保ち、保税区内で働く人々の憩いと健康の場を確保する必要があり、外部から訪れる者に対しては保税区の魅力を十二分に伝え、訪れたいあるいは投資したいという意欲を起こさせる必要がある。この為には保税区内の環境維持のために建築基準の導入を図る必要がある、また、この建築基準の策定に当たっては、企業活動を活発に行えるよう同時に配慮しなければならない。

(1) 全体規制

保税区内の企業活動に応じた用途地域規制を設け、保税区内の管理・運営を行い易いよう、保税区内全体に対する規制を設ける。

- 物を主体とした企業と人が主体となる企業の住み分けの地区規制を設ける。
- 大中小の企業活動に応じて住み分けの地区規制を設ける。
- 騒音・振動等の環境公害を発生する恐れのある企業は立地地区規制を考慮し、公害対策を講じる。
- 供給処理を考慮し、企業の立地地区規制を考慮するとともに排水等の環境基準を設ける。

(2) 個別規制

保税区内環境の良好な維持を目指し、進出企業毎の建築制限を設ける。

- 隣地境界線より建築物までの距離規制を策定し、建築物間の距離を維持することにより火災の際の延焼をくい止めるとともに、景観を維持する。(延焼防止)
- 全面道路からの距離規制を策定し、企業内の人と物の動線を確保できるよう誘導し、道路からの景観を確保する。(壁面後退)
- 敷地に対する建築物の面積規制を策定し、全体として良好な環境を確保するとともに、企業内にゆとりを持たせる。(建坪率)
- 敷地に対する建築物の総床面積規制を策定し、敷地に対する企業内活動が異常に大きくならないよう、安全を考慮する。(容積率)
- 建築物の高さ規制を設け、災害時の安全を確保する。(高さ制限)
- 企業敷地に対する緑地割合を設定し、企業内敷地に対して緑地を確保させるよう環境面での配慮を行う。(緑化率)
- 駐車場や駐輪場を企業敷地内に設けさせ、企業規模あるいは建築物の規模に応じた規準を策定し、全面道路環境を維持する。(駐車規制)
- 建築物の壁面の色を規制し、保税区全体の統一した景観を確保する。(色規制)

第7章 計画推進に当たっての問題点と提言

第7章 計画推進に当たっての問題点と提言

7.1 輸出加工区第I期の開発に対する提言

現在、広域的産業基盤として、市街地から保税區へのアクセス道路である楊高路が完成し、保税區北部の順岸式4バースの内1バースが操業を始め、また、建設中の楊浦大橋および外高橋発電所などの完成も間近である。これらの広域産業基盤の完成により、外高橋保税區の魅力は益々現実味を帯びた存在となってきた。

外高橋保税區自体も第I期の業務地區を中心とした産業基盤建設が進行し、道路建設、供給処理施設などが着々と進んでいる。それに伴い企業の活動も活発化し、業務・製造を開始したもの、建設工事に着手したものなどが保税區内で活動を開始している。

外高橋保税區は上海市あるいは中国全体にとっての改革・開放政策の役割を担って、スタート地点に立ったといえる。今後中国の顔の1つとして、外高橋保税區の役割は非常に重要なものがある。

今ここで長期的な視点に立ち、外高橋保税區の将来を輝きあるものとするために現状と問題点を考察し、合わせて今後の長期的な外高橋保税區に対する提言を行う。

7.1.1 輸出加工区第I期開発の現状

保税區内の輸出加工区の現状は既に産業基盤が施工段階に入っており、一部企業においては操業が行われている。産業基盤が完成されておらず、操業企業は建設のためのほこりにまみれて操業を行っている状況にある。以下に、輸出加工区内の将来問題を生じるであろう現状について述べる。《付属資料11参照》

(1) 輸出加工区内の企業敷地

現在、保税區第I期内の輸出加工区の業務用地は全て完売している。保税區的ロット割りおよび企業敷地は付属資料10に示すとおりである。輸出加工区の北側半分の敷地は企業の誘致を第1順位とし、企業の望む敷地規模・場所を販売した結果、大企業や中小企業が入り交じった形となり、敷地境界線も雑然としている。南側半分は、企業導入が順調に運び敷地計画を徐々に考えつつ販売した結果、企業規模はある程度整えられており、敷地境界線も整然としてきている。

(2) 輸出加工区内の道路網

中央南北に走る主幹線道路は、幅員が40mあり保税区内の大量貨物輸送に適している。また、主幹線に対して東西を結ぶ道路として、幅員20mの道路5本と中央には幅員32mの道路が計画されている。外周部は、幅員16mの道路が計画されており、外周部に位置する企業に対してのサービス道路となっている。

輸出加工区の出入口は、西側を南北に走る楊高路から2ヶ所と南側の同高路から1ヶ所の計3ヶ所が計画されている。これらの出入口の数・規模は、入居企業の従業員規模に合わせ増減させる計画である。

(3) 入居企業の進出状況

輸出加工区の北側は進出企業の各施設が計画、施工、操業段階に入っている。実際に稼働している企業は数社程度に留まっているが、1993年と1994年に施工完了するビルがD2、D3、D5およびD6地区の保税区の主幹線沿いに10数社存在する。

(4) 入居企業の業種

入居企業の業種は、純然たる製造工場、オフィスを主体とし工場・倉庫を合わせ持つ企業、オフィスを主体として倉庫・駐車場を持つ企業、流通業を主体として工場・オフィスを合わせ持つ企業等が入り交じっている。また、不動産業として土地所有を行い、将来他の企業への転売を計画しているものも多数あり、全体としての企業活動がどの様に行われるか判然としない状況である。

7.1.2 輸出加工区第I期開発の問題点

現在の輸出加工区の現状から判断し、将来問題になる点は以下に上げるようなものが考えられる。

(1) 企業の規模の混合により生じる問題点

大企業は資金力があり経営に影響する小さな問題点は企業独自で解決を容易に行える。それに対して、中小企業は対応力に乏しく、公共サービスに頼るか、または、自社企業の周辺の中小企業同士で問題解決を図ろうとする。この結果、企業規模の異なる集合体であるため、ブロック毎の企業連携に歩調の乱れが生じ、地区内での協調体制がとれなくなる恐れがある。

また、中小企業は一般的に企業体質が弱いため、公共サービス施設の周辺に設立し公共サービスを受けられる立地条件が適している。これに対し第I期の個別敷地規模から判断して、そのような考慮がなされていない。

(2) 敷地形状より生じる問題点

前面サービス道路に全ての企業が面しているとはいえ、入り口が狭く奥行きが極端に長い企業が散見される。この形状より生じる問題点としては、全面道路への出入りの

混雑が生じ、ひどいときには全面道路上での交通混雑を誘発する可能性がある。特に、南北に走る主幹線が問題となる。また、幅員16mの外周部においてもこの形状の企業があるため、企業自体の活動に悪い影響を及ぼすものと考えられる。

一方、供給処理の面からみた場合、間口が狭く奥行きが長い敷地はコスト面での負担を招いたり、スムーズな供給処理が行えない可能性も生じる。極端な場合は、隣接する他の企業の敷地を通り供給処理を行わざるを得ないケースも生じる可能性がある。

(3) 保税区内への出入口の管理の問題点

企業敷地総数は179あり、それに対して出入口に予定されているカ所は現在3ヶ所である。また、保税区の性格上人と物の出入りに関してはゲートを設け管理する必要がある。現在全ての敷地を売りきった状況であり、これらの出入りを管理する税関あるいは公安施設を設置する場所がない。この為、出入口の混雑を生じさせることになり好ましくない。

また、物の流れと人の流れを分け事故を生じさせないように計画する、あるいは、保税区内の物の管理と人の管理を分けて、効率性や円滑性を確保する等の対策が取ることができない。

(4) 企業の進出と活動に影響する問題点

不動産業者が土地を所有している可能性が高く将来どの様な企業に転売するか把握が困難である。この為、産業基盤施設の規模算定を正確に行うことができず、供給面での不足や処理面での立ち後れなど、正常な企業活動が阻害される恐れがある。供給あるいは処理先に余裕があれば、独自で供給処理の不足を補うことは可能であるが、コスト面での出費が増大する可能性がある。

また、奥行きが長い敷地は、企業家の嫌うところであり、優良企業の立地を実現することができず保税區全体のイメージを落とし、最悪の場合には転売を繰り返し企業活動の場として利用されないことも生じる。

7.1.3 輸出加工区第I期開発の課題

保税區第I期の輸出加工区の健全運営のためと、中国あるいは上海市の期待を担うためには、上海市あるいは保税區管理主体は以下に上げるような問題解決の努力を今から続けていく必要がある。

一 企業導入に対するもの

- 保税區の開発方針を明確にし、それにあつた運営方針・制度を構築すると共に、これに沿つた企業の選定と導入を行う。
- 中小企業用地の付近には中小企業をサポートする公共施設を導入する。
- 保税區内の環境保全のための建築基準（企業毎の土地利用規定）を充実させる。
- 生産活動は人間が活動する場であり、先進的な環境を設定する。

一 現行の改善に対するもの

- ・ 敷地形状の悪い用地に関して、不動産業などの実際に土地を利用しない企業の敷地を買い戻し、敷地形状を極力奥行きと間口の良好な敷地とする。
- ・ 土地利用計画に合わせ大企業と中小企業の住み分けを行う。
- ・ 出入口の管理のための公共用地の土地の確保を行い、物の管理と人の管理を分割する。
- ・ 企業に対するサービスの内、企業密接型の公共用地を確保し企業サービスを行う。

7.2 上海市背後圏の保税区分けに対する提言

世界的な傾向として、国境を越えた産業リンケージの構想が進められており、ECやAP ECがこれに当たる。ASEAN諸国でも加盟国間での国際分業体制を構築し、世界に向けた輸出志向型産業経済圏の構築が行われ操業体制に入っている。この経済圏に属する国の間では、原材料や部品等の流通を非関税で行っている。この試みは製造の効率化と加盟国間の信頼の上に立った流通・販売体制を築き国際競争力の向上を目指したものである。

外高橋保税区分は中国最初で最大の保税区分として設定されたものの、外高橋保税区分だけに閉じることなく広域的な活動を行うシステムを作り上げる必要がある。従って、華中経済圏において外高橋保税区分が中心となり華中経済圏内の保税区分リンケージによる情報流通システムを構築し、国際競争力を持つ世界に開かれた華中経済圏を構築し発展と成功に導く必要がある。《付属資料12参照》

この為には上海市を含む華中経済圏内の大産業都市に保税区分を設立すると同時に近代的な産業や物流時代に対応する機能を整え、外高橋保税区分の産業活動の位置づけを広域的視点により捉え、業種を選定し、運営することにより華中経済圏の発展を目指す必要がある。

7.2.1 保税区分リンケージの基本的な考え方

基本的な考え方としては、長江沿岸において今後産業基地や流通拠点として育成発展を期待する地区を設定し、ここに生産や流通機能を担う施設として保税区分の開発と港湾施設の整備、周辺背後地との水運施設や内陸交通網を整備する。これらの保税区分をネットワークに組み込み生産および物流を円滑に行うためのシステムの整備を行う。

具体的には海外からの貨物は拠点区に届けば、翌日には周辺都市や背後圏の産業地域にある事業所や工場に届けられるというようなサービス体制を整えることを目標とする。このことにより長江沿岸地域の産業活動が一体的な関連を持つ生産の場として連関度の高い地域発展を目指し、その中心として国際都市上海を構築する。

7.2.2 ネットワークモデルの提案

保税区分は拠点区（コア）と補助区（サテライト）を設定する。拠点区は長江沿岸において産業活動や物流に必要な港湾、都市の機能を備え、水運および陸上交通の結節点に設定する。ここに貨物と生産の交流拠点となる保税区分を設置する。ここへは外部からの広域国際的な貨物、情報等を集約しストックする（図7.2.1参照）。

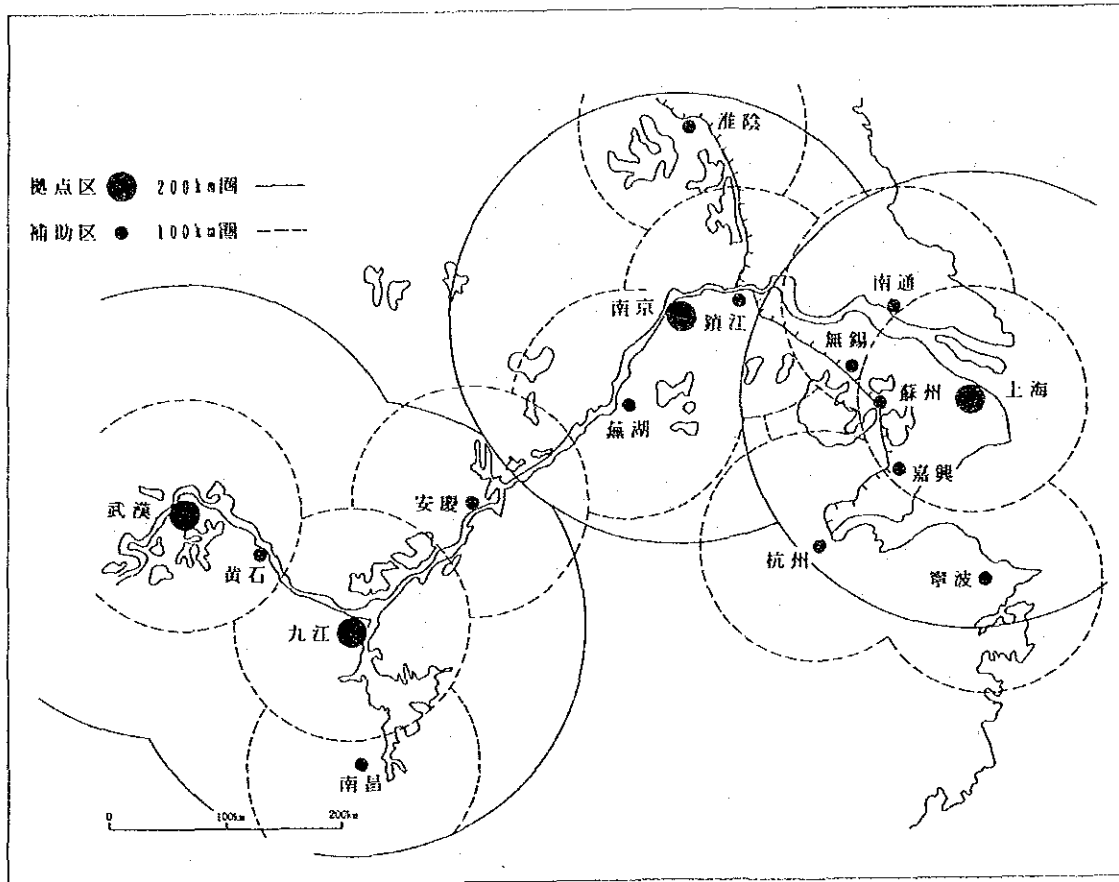


図 7.2.1 長江流域保税區リンクージモデル

(1) 拠点区

各拠点区はおおよそ200kmから最大400kmの距離を置いて設定し、各拠点間の貨物の搬送が水運でも3日以内に到達することができるようなアクセスの体制を整えることとする。これにより最長拠点区間でも1週間で外国に発送することが可能になる。これは現在日本から東南アジア地域への搬送が1週間程度であり、この距離圏と同等のサービスを確保するよう設定した。拠点区は周辺補助区の貨物搬出入のサービス機能を持つこととし、拠点区まで届けば翌日には各補助区に到着するようなサービスを確保する。オランダのアムステルダム の例では空港・港湾のサービスとして、ここに到着した貨物は翌日には各ヨーロッパ内の都市に届けることを売り物に搬送サービスを行っている。

(2) 補助区

補助区は拠点区の周辺あるいは各拠点区の中間の位置に設定する。各補助区は周辺産業地域の物資と情報の集約する場とし、周辺の企業が拠点保税區を通じて外国との交流交易を容易にするように支援する。また補助区は、拠点区へのアクセスを確保し、補助区と拠点区、補助区と補助区間の物資輸送を容易に行えるよう計画する。これをこのシステムのセールスポイントとする。

7.2.3 保税機能の運営の弾力化

各保税区のリンケージを行うことにより長江沿岸の産業地域、都市地域がこれまで以上に緊密な連絡ができるようになり、生産連関を図ることが可能となる。特に外国との取引が円滑に流れるような保税制度と運営体制が必要である。

例えば、これまでの保税区の制度に加え保税区間の搬出入を同等程度の規制で行えるように設定し、保税運送等を認め、保税区間の物のやりとりを自由に行えること等の制度条件整備が必要である。これにより各保税区分および周辺地域の活動が外国との取引において一体的な関係で活動することが可能になる。

(1) 各拠点区の役割

背後地域、補助区の活動を支援し、スムーズな物流を行っていくためには、港湾、空港および陸上交通のアクセスを向上させることが急務である。これにより国際的な物資の取扱量が増大する。また拠点地区の役割は、国内のみならず各国の製品や技術・情報が集約・蓄積する地点としての役割を担う必要があり、この情報を基に外国への輸出や輸入が容易に行えるように支援する。その為、商品・製品展示や各種見本市の開催等が重要な役割を担う。

(2) モデル的な生産分業の例

－ 工業先進国と中国の生産分業

従来の工業投資からみて、先進国と中国の生産分業体制は今後も増加する。地方資源型の工業、業種の立地が大勢を占める。

－ ASEAN諸国の工業、企業との水平分業

ASEAN諸国の工業化が一挙に進展し、日本やNIEs諸国の輸出を代替するところまで成長してきている。家電製品に多くみられ、日本からの対米輸出をASEAN諸国の日系企業から輸出する等の代替が急速に進行している。従って、ASEAN諸国にある日系企業、華僑系企業の多くは、これまでASEAN諸国で生産していた部品等の製造を中国に期待する傾向が生まれている。この傾向を受けASEAN諸国への部品供給、製品組立の拠点として、長江沿岸地域の役割は次第に高まっている。

－ 先進工業国への輸出拠点としての役割

ASEAN諸国の例を待つまでもなく、先進工業国の輸出製品の生産拠点として中国が大きな役割を担っていくことは時間の問題である。その理由は、中国が持つ人材の余力と産業用地の開発余地等に上げられる。これらの財産を生かした輸出用量製品の製造比重は急速に高まる。またASEAN諸国の市場が拡大し、国によっては国内市場への供給に対応するのがせいぜいで、輸出余力に限界が見られる国も出てくる。シンガポールは商業流通機能に特化した産業構造を目指し、生産は周辺国のマレーシア、インドネシアに任せていく政策の方向を志向している。

－ ハイテク技術の導入、開発拠点としての役割

最近中国国内に日系企業による半導体工場の設立が正式に決定した（NECのDRAM半導体：北京市）。この様に中国におけるハイテク産業の展開が今後急速に高まり、外国への部品・構成部品の生産基地としての役割を果される。

7.3 新上海国際交易流通センター設立の提言

上海市は改革・開放政策を受け5つの開発小区を持つ浦東新区の開発に着手した。5つの開発小区の内3小区である外高橋保税区、金橋輸出加工区および陸家嘴金融貿易区を優先的に開発する方針である。また、現在の上海市が置かれている現況は以下のとおりである。

- 素材コンビナート、用役コンビナートが隣接して存在する。
鉄、石油、船舶、重機、電力、ガス・コークス等
- 周辺に種々の機能が集中している。
情報メディア、高次流通、生産、開発、外国交流交易、国際金融センター等
- 新しいシステムを受け入れる環境が整っている。
外高橋保税区の発足、浦東新区開発、新10大プロジェクトの整備という国家的なしかも国際的なプロジェクトが進行している。

以上の現況と外高橋保税区の持つ機能を考慮し、外高橋保税区が将来に亘り上海市にどのような貢献ができるかを検討する。

7.3.1 新上海国際交易流通センター設立の提唱

外高橋保税区は、第I期開発を終了する2000年以降において、大幅な保税区の開発方針の変更を迫られる可能性がある。これは、ASEAN諸国やNIEs諸国が、現在の輸出加工区や保税区の運営方針を交流交易面の産業に転換していることから窺われる。

ここで提言を行う『新上海国際交易流通センター（ITTC）』の主たる設立目的は、外高橋保税区の個々の事業活動の発展に加え、全体としての関連性、集積による効果を発揮させることにより高次産業化させ、加えて、交流交易産業の発展を支援することにある（表7.3.1参照）。

表 7.3.1 新上海国際交易流通センターのイメージ

設置場所	保税区の中心に当たる第II期開発で予定されている交易流通地区
事業主体	上海市と産業界、大学との共同事業
規模面積	30ha~50ha
施設内容	メッセ、コンベンション会場、研究所、研修所、関連業務ビルの建設
中核機関	新上海国際交易流通研究機構（仮称）
参加組織	行政機関、大学研究機関、民間企業、情報流通研究機関等および浦東新区進出企業、事業主体
基金規模	2.5億元
従事者	内外研究者等50名
事業内容	広域および地域内の経済交流、保税区リンケージの提唱、各種システムの提案、人材の育成プログラム、環境問題対策、資源の有効利用とリサイクル等

外高橋保税區は土地利用、機能整備等の当面の課題を解決しながら、かつ、成長しながら変遷していく長期的・広域的な視点での事業として整備することが期待される。特に機能面では新しい多くの共同事業の問題と取り組むことが要請されている。そこで外高橋保税區全体としての共同事業を進めて行く為の方策を提案する。

7.3.2 共同事業の内容

外高橋保税區には多様な活動、団体および企業の立地が見込まれる。通常は倉庫と工場だけになりかねない地域を、できるだけ賑わいのある、人に魅力を感じさせる場として構築する必要がある。また、保税區の周辺の活動を取り込み、一体的に活用していく為の地域としての展開を行う必要もある。この為、外高橋保税區事業は長期に亘る継続的な機能整備の強化に努めなければならない。

この為、外高橋保税區は通常の工業団地管理の他に、種々の共同事業の管理を行う個別事業主体が必要であり、これらを統括管理する管理運営主体の設立が必要である。この役割を担う機関として『新上海国際交易流通センター』の設立を提案する。以下にこの管理運営主体の主要な業務を上げる。

(1) 異業種交流事業の形成

産業活動は企業単体での活動というより産業連関が必要である。特に今日のような高次産業化されている現状では企業単位の技術革新より、異業種交流による新しいアイデアによる事業展開が必要となっている。この為、特に技術開発能力が低い中小企業は、共同開発、共同実験、共同制作、共同研修による技術開発能力の育成が必要である。また、大企業と中小企業との産業連関においては大企業の持つノウハウを中小企業が享受したり、大企業の硬直化した組織の活性化のアイデアを中小企業より享受できる。

(2) 保税區コンプレックス

保税區としての機能の効果・効用を研究し、制度的なインセンティブを活用する為のシステムの提案を行う。特に背後圏としての長江流域には多様な企業の集積が見込まれることから、新しい保税區の設置提案を行うと共に保税區同士を結び付けた保税區コンプレックスの研究を行うことには意義がある。これらの中心的な役割・機能を外高橋保税區が担い、保税區の効用を拡大発展させていく。

(3) 加工組立型コンプレックス

上海市は重工業、機械工業の集積地であり、今後これらの集積を生かした多様な部品・製品の組立基地として発展させる必要がある。具体的な業種には機械、自動車、部品、ハイテク電子等が上げられる。外高橋保税區は保税機能を享受するために多くの外資系大型工業が入居する。これらの工業と産業連関を持てる企業を外高橋保税区内や周辺に集め上海市全体の工業のレベルを上げる必要がある。これらの加工組立型のコンプレックスの構築を促進する必要がある。

(4) 広域物流コンプレックス

上海新空港、新上海港、新水運ネットワーク等の多様な運輸機能が集積する地区である。特に広域交流交易面での新しい受け皿の構築をこれらの機能を考慮して行うことが必要である。外高橋保税區はトランジット貿易機能も備えており、環太平洋地域、ASEAN、華南經濟圏等のリーディング・ポートとしての役割と機能を提起し可能な事業提案を行う必要がある。

(5) 商業流通コンプレックス

上海市は急激な經濟發展により商業流通業の中心都市としての展開が期待されている。これらを支援するための各種の製品・商品展示会、流行の先端基地としてのファッション・ショー等のイベント、國際會議等の開催による世界情報の提供を通じて賑わいの提案・演出を行う。

(6) 環境問題とリサイクル研究

外高橋地区は産業基地であり上海市の用役供給および処理基地である。浦東新区の産業の發展が急激に進行しており、供給処理の役割は今後も重要なものである。これらの条件を生かし、大都市圏の環境問題に取り組み首都に負荷をかけない技術システムの構築と解決策および都市資源リサイクル・システムの研究を行う必要がある。

(7) テレポート計画

保税區の機能を生かし運営をより活性化させるためには、情報機能を強化し、域内・域外・外国との交流交易の条件を高める必要がある。これらの機能強化のためにテレポート計画を立案し、テレポート基地の機能整備等を検討する必要がある（図7.3.1参照）。《付屬資料13参照》

7.3.3 資金確保の方策

外高橋保税區の機能整備を段階的に進めていく方策として新上海國際交易流通センターの構想を提案したが、この事業の資金確保の方策について検討する。

資金確保については現在保税區へ進出中の企業が当面の出資を行う必要がある。この資金は外高橋保税區開發事業費等を含め土地代あるいは公共施設利用料等として徴収し基金等に積立を行う。

(1) 具体的資金の募集策

- 保税区内企業の出資金
- 保税區活用基金の公募
- 節税、保税のメリットを一部資金として備蓄
- 共同事業の実施による事業費収入
- 各種委託事業の実施による事業費収入
- 公共の支援
- 地域企業の資金参加

7.3.4 新上海国際取引流通センターの設立準備

当面のITTC設立の為の準備として、上海市および浦東新区の政府が中心となり、産官学の共同研究会を発足させ、研究会が中心となり具体的行動指針を作成し、関係機関に働きかけていく必要がある。この為政府、企業協議会、研究者会議等の中から代表者を選出・任命し、これらのメンバーを中心に準備活動を行うことが第一に必要である（図7.3.1参照）。

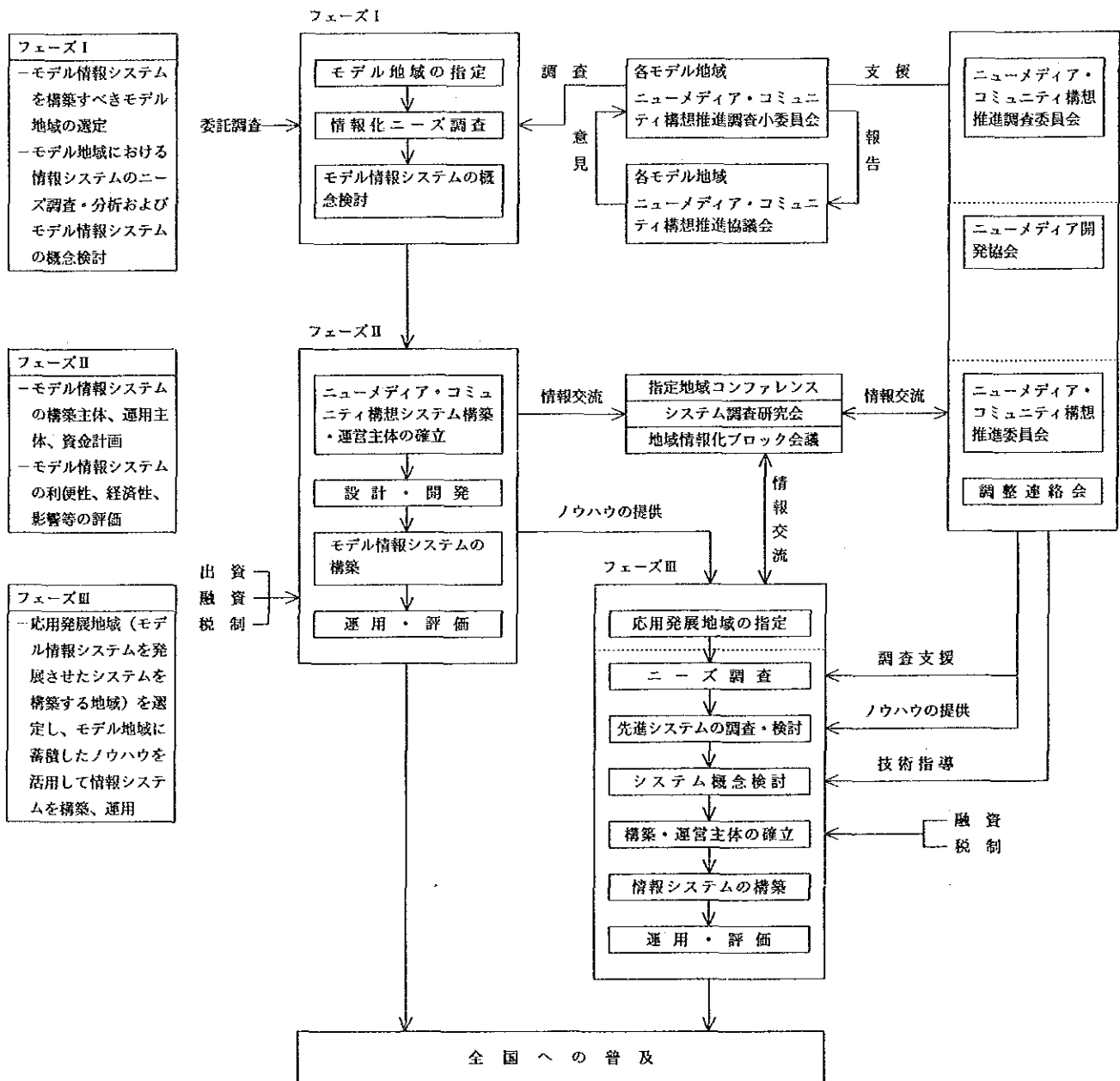


図 7.3.1 テレポート構想の進め方